

府子本第88号
27文科初第239号
雇児発0717第6号
平成27年7月17日

一次改正 府子本第325号
28文科初第374号
雇児発0603第2号
平成28年6月3日

二次改正 府子本第695号
3文科教第232号
子発0603第1号
令和3年6月3日

三次改正 府子本第930号
3文科初第1068号
子発1001第1号
令和3年10月1日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省子ども家庭局長

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用

均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱

1 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。（3（3）及び（4）の事業を除く。）

3 事業の内容

（1）新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

（3）地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。

（4）多子世帯保育料負担軽減支援

一定程度以下の所得の多子世帯について、経済的負担を軽減する観点から、特定教育・保育施設等を利用した子どもに係る利用者負担額の一部を支援する事業。

4 実施要件

（1）新規参入施設等への巡回支援

① 支援内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の（ア）～（オ）のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- （ア）事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- （イ）事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- （ウ）小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- （エ）小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- （オ）その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

② 支援対象となる事業者

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であっても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

③ 支援チーム

支援内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

④ 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

① 対象施設

健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、②の要件をみたす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する

施設

② 職員加配の対象となる子ども

次の（ア）～（ウ）の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

（ウ）別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの教育・保育給付認定の区分に該当する者であること。

③ 職員配置

②の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

① 対象幼児

事業実施主体の市町村の住民のうち、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けていない又は企業主導型保育事業を利用していない満 3 歳以上の幼児であって、対象施設等を概ね、1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上利用している幼児。

② 対象施設等

満 3 歳以上小学校就学前の全ての利用幼児を対象とした標準的な開所時間が、概ね、1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上であり、かつ、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けている又は企業主導型保育事業を利用している満 3 歳以上の利用幼児の数が、満 3 歳以上小学校就学前の全ての利用幼児の数の概ね半数を超えない施設等であって、次の

（ア）～（ケ）に掲げる事項について市町村が別に定める基準を満たすと市町村が判断する施設等。なお、市町村が基準を定める際には、（ア）、（ウ）及び（カ）については次に掲げるものとおりとし、（ア）、（ウ）及び（カ）以外の事項については次に掲げるものを変更する際には市町村の子ども・子育て関係の審議会その他の合議制の機関で審議することとする。

(ア) 集団活動に従事する者の数及び資格

- A) 集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
- B) 集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。

(イ) 設備（有する場合）

- A) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。
- B) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。
- C) 必要な遊具、用具等を備えること。

(ウ) 非常災害に対する措置

- A) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- B) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
- C) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、A)に規定する設備の設置及びB)に規定する訓練に特に留意すること。
- D) 建物がない場合には、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。

(エ) 集団活動内容

- A) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。
- B) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。

(オ) 給食（提供する場合）

- A) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。

(カ) 健康管理・安全確保

A) 幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。

(キ) 利用者への情報提供

A) 活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。

(ク) 備える帳簿

A) 職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

(ケ) 会計処理

下記 A~D により、事業実施主体によって適切な会計処理が確認可能であること。

A) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。

B) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。

C) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

D) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

③ 対象施設等に対する指導監督

市町村は、本事業の対象となる施設等の基準の適合や適正な給付金の支出を担保する観点から、対象施設等への定期的な指導や監査を行うこと。

④ 給付方法

市町村から対象施設等を利用する幼児の保護者に対する給付は、市町村から当該保護者へ直接支給すること。

⑤ 補助対象経費

一般に各施設等が徴収している、対象施設等が利用者全員から徴収する利用料。

(4) 多子世帯保育料負担軽減支援

① 対象保護者

次の (ア) 及び (イ) を満たす教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）又はそれに準ずる者とする。

(ア) 平成 28 年度から令和 3 年度上半期までの間の特定教育・保育のあった月において、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行

令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が 5 万 7,700 円未満（令第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 万 7,101 円未満）であること。

(イ) 平成 28 年度から令和 3 年度上半期までの間において、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する施設に限る。）又は第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用する子どもより年長の令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども（令和元年 9 月以前については同項第 3 号に規定する者を除く。以下同じ。）ではない特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものがいたこと。

② 対象経費

平成 28 年度から令和 3 年度上半期の各月（当該月において、①対象保護者に該当する場合に限る。）の特定教育・保育施設等の利用者負担額の算定に当たって、複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例を適用する際に、負担額算定基準子どもではない特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）を含めて何番目の年長者かを判断した場合と当該特定被監護者等を含めずに何番目の年長者かを判断した場合との利用者負担額（法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号、第 29 条第 3 項第 2 号並びに第 30 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する政令で定める額）の差額分

5 留意事項

新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であつても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型		子どもの支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項各号）	
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）以外	1 号	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）	並列型・接続型	3 号
		上記以外	単独型
		並列型・接続型	1 号～ 3 号
保育所型		1 号	
地方裁量型		1 号～ 3 号	

単独型・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に規定する幼稚園。

並列型・・・認定こども園法第 3 条第 4 項第 1 号イに規定する連携施設。

接続型・・・認定こども園法第 3 条第 4 項第 1 号ロに規定する連携施設。